

第 6 条例に関する Q & A

Q 1 : 「埋立て等」の定義は

(2 条関係)

土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいいます。埋立てに限らず、土地へたい積する行為すべてが該当します。

Q 2 : 「土砂等」の定義は

(2 条関係)

埋立て等に使される「一切の物」をいいます。

「一切の物」とは、土砂、岩石、化石等自然物の他、いわゆる埋戻材なども該当するものとします。

Q 3 : 「特定事業」の定義は

(2 条関係)

土砂等の埋立て等に使する区域（宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該事業が行われる一団の土地の区域）以外の場所から採取された土砂等の埋立て等をする事業であって、土砂等の埋立て等に使する区域の面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上であるものをいいます。

(注)

○事業区域内の切土、盛土のみを行う場合は、特定事業には該当しません。

○土砂等の埋立て等の規模が、変更により 3, 0 0 0 平方メートル以上になる場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

Q 4 : 隣接する土地の面積を合計すると 3, 0 0 0 平方メートル以上の面積となる場合は「特定事業」の許可は必要か

(2 条及び 1 0 条関係)

同一事業者が、同じ事業区域内や隣接地において埋立て等を行う場合は、一体の区域とみなし、隣接する土地の面積を合計すると 3, 0 0 0 平方メートル以上の面積となる場合は「特定事業」の許可が必要です。既存の構造物（道路、河川、その他法定外公物）で分断される場合は、それぞれの面積により許可要否を判断します。ただし、既存の構造物を挟み隣接する複数の埋立て等を行う区域（それぞれが 3,000m² 以上）がある場合は、1 申請として取り扱うことができます。また、複数の埋立て等を行う区域（それぞれが 3,000m² 以上）があり、他法令の許認可により、一体の事業として客観的に確認できる場合も、1 申請として取り扱うことができます。隣接する場合とは、埋立て地の境界線を道路、水路等の方向に延伸させたとき、面が重なり合う場合、若しくは点や線で接する場合のことをいいます。

Q 5 : 「宅地造成その他事業」とはどういう事業か

(2 条関係)

「宅地造成その他事業」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 2 条第 1 項の規定による許可を要する宅地造成等及び同法第 3 0 条第 1 項の規定による許可を要する特定盛土等又は土石の堆積、都市計画法第 2 9 条の規定による許可を要する開発行為、採石法第 3 3 条の規定による認可を受けた岩石の採取をいいます。

宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から「採取された土砂等」を当該事業のために使用するものについては、Q 4 の「既存の構造物」の有無にかかわらず、当該事業の許認可にかかる区域一体を「埋め立て等を行う区域」の範囲とみなします。

Q 6 : 埋め立てた土砂等を他の場所へ搬出する場合に、特定事業区域の面積や特定事業に供される土砂等の量はどのように算定するのか (1 1 条関係)

特定事業区域の面積は、施行中に搬出を伴う区域も含めた埋立て等を行う区域（土砂等が搬入される区域）の面積とします。

特定事業に供される土砂等の量は、特定事業区域内に一旦搬入するすべての土砂等の延べ量とします。

※供される量＝搬入量＝完了時の堆積量＋搬入した土砂の搬出量

Q 7 : 許可が不要である行為についても規制がかかるのか (8 条及び 1 0 条等関係)

条例の規制対象となる行為は、土砂等によるすべての土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為であるため、小規模な土砂の埋立て等でも「環境基準」に適合しない土砂等による埋立て等の禁止の規定（第 8 条）や埋立て等による崩落等の防止措置の規定（第 9 条）は適用されます。

Q 8 : 特定事業の許可申請者は誰になるのか (1 0 条関係)

特定事業を申請する者については、継続性を持った埋立て等の行為を施行・管理する者であり、主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等他法令等に基づく申請がある場合、施行中の責任の所在を明確にするため、開発行為等他法令に基づく申請者が申請をすることになります。

Q 9 : 特定事業のうち、許可が不要となる行為はどのようなものがあるのか (1 0 条関係)

次の行為については、許可は不要としています。（条例第 1 0 条）

(1) 国、地方公共団体等が行う事業

国、地方公共団体等が発注する事業（公共事業）で、発注者が責任をもって埋立てまでの施行管理がされるもの。

(2) 採石法、砂利採取法その他の法令及び条例に基づき許認可等がなされた採取場において採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業

ただし、特定事業区域に当該採取計画以外の土砂等を搬入する場合は、許可が必要です。

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(4) 植樹の用に供する目的で行う事業（植樹のために植樹と一緒に搬入する土砂）

(5) 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う事業

運動場に砂を撒く行為、駐車場に碎石で舗装する行為、農産物の品質を保つため手入れ砂等で表土に客土する行為など。

なお、農地の嵩上げは、管理行為には該当しないため、特定事業である場合、許可が必要となります。

(6) 製品の販売を目的として行う事業

(7) 土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時要届出区域内で汚染の除去等の措置として行う事業

(8) 土壌汚染対策法 16 条第 1 項に規定する汚染土壌を、同法第 17 条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積

(9) 汚染土壌処理業、汚染土壌処理施設における埋立て

(10) 廃棄物処理法に基づく行政処分又は行政指導を受けて行う事業

(11) 廃棄物処理法第 8 条第 1 項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成 11 年岐阜県条例第 10 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に

よる届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等
(12) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項に規定する鉱山において行う埋立て等

Q10：他の法令等に基づく許認可等を要する場合、この条例に基づく許可申請とのタイミングは同時期となるのか （ 1 1 条関係）

各々の法令等により様々なタイミングがあると思われますが、実際には埋立て等を行いたい時期に許可されていることが必要となります。そのため、埋立て等を行いたい時期から逆算して、少なくとも 2 ヶ月前（標準処理期間は県の休日を除く 5 0 日）には、本条例に基づく許可申請を行ってください。

Q11：採取した土砂等を、当該土砂等を採取した区域に埋め戻す場合は、条例の対象外となるのか （ 1 1 条関係）

採取した区域内に再び埋め戻す場合は、許可の対象とはなりません（採取元証明書等は不要）が、条例の対象（第 8 条、第 9 条）にはなりますので、事業者の方の責任で適切に埋立て等を行ってください。

Q12：「特定事業場」と「特定事業区域」の違いは何か （ 1 1 条関係）

「特定事業区域」とは、事業区域外の土砂等により、埋立て等が行われる区域をいいます。

「特定事業に供する施設」とは、搬入路、保安地帯、現場事務所など埋立て等を行わない施設をいいます。

「特定事業場」とは、特定事業区域と特定事業に供する施設を合わせた全体の事業区域をいいます。

Q13：都市計画法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けて行う特定事業についても、構造基準が適用されるのか （ 1 2 条関係）

特定事業区域の構造は、災害の発生を防止するための構造基準（第 7 条）に適合しなければなりません。当該特定事業が他の法令等に基づく許認可等を要する行為であって、構造基準の適用除外となる行為（規則別表第四）である場合は、この構造基準は適用されず他の法令等の構造基準によります。

この場合、関係法令に基づく許可書の写し又は申請中であることを証する書面を特定事業許可申請書に添付してください。

Q14：許可の条件とは具体的にはどのようなものを想定されているのか （ 1 4 条関係）

特定事業の許可の基準に基づいて提出された申請の内容に対して、行政が条例の目的を達成するために必要であると考える場合に、許可に当たっての条件をつけます。

具体的には、土砂等の搬入時間、一日の最大搬入量、粉塵等の防止措置、進入路の指定など。

Q15：「環境基準に適合していることを証する書面」とはどのようなものか （ 1 6 条及び 2 3 条関係）

「環境基準に適合していることを証する書面」とは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書と土壌分析（濃度）結果証明書（計量法第 1 0 7 条の規定による登録を受けた証明事業者が発行したものに限る。）とします。

Q16：「土壌検査」とはどのような試験か （１６条及び２３条関係）

施行規則別表第一に基づき、原則として土壌溶出量基準との比較を行います。
ただし、土地利用目的が農用地（田に限る）である場合は、ひ素及び銅について土壌含有量基準との比較試験も行ってください。

Q17：特定事業を行う際の土壌検査は、どの時点でどのくらい行わなければならないのか （１６条及び２３条関係）

検査の実施時期	検査を行う土砂等	備考
土砂等の搬入前	搬入する土砂等の土壌検査 【搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物（以下「製造物等」という）を含む場合に限る】	採取場所ごと、かつ 5,000立方メートルごとに実施
完了（廃止）時	搬入した土砂等に製造物等を含む場合に限り、土壌検査を実施	特定事業区域を、 3,000平方メートル以内の区域に等分して実施

※土壌検査結果は、提出日時時点で、検体試料採取日から６か月を経過していないものを提出してください。

Q18：土壌検査の試料は、面積・深さ・数量等どのような基準で採取すればよいか （１６条及び２３条関係）

土壌検査を行う際の試料採取については、計量法第１０７条の規定による登録を受けた証明事業者に行っていただくか、自ら採取し持ち込む場合には証明事業者の確認の上、適切な方法により行ってください。

なお、「申請の手引き」中の、「第３ 特定事業の施行（許可後の手続き等）」について、Ⅳ 土壌検査の実施における留意点を参照願います。

Q19：少量の土砂等を特定事業区域に持ち込む場合も、同様の規制となるのか （１６条関係）

許可を受けている特定事業区域に、土砂等を搬入する場合は、搬入する量に関わらず、採取元証明書が必要となります。また、その搬入する土砂等に製造物等が含まれていれば、土壌分析結果証明書の添付が必要となります。

Q20：土砂等の搬入時における土壌検査の必要性の判断は、誰が行うのか

（16条関係）

土砂等に製造物等が含まれているかを判断するのは、土砂等の採取元となります。その上で、特定事業の許可を受けた者が、その土砂等を受け入れるかどうかを判断するものとなります。

砂利の洗浄、沈殿をさせる場合に凝集剤もしくはpH調整剤を使用した場合であって、使用した凝集剤（pH調整剤）が土壌の環境基準を満たすことが予め判明している場合には、土砂等採取元証明書（第8号様式）の発生土砂等の土壌分析結果欄にその名称を記載していただくことにより、条例第16条第2項ただし書の「土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合」に該当するものとして、土壌検査を不要とします。

**Q21：特定事業の完了（廃止、休止）から何年経過すれば、新規の事業とみなされるか
また、特定事業の廃止と休止の期間による違いは何か**

（23条関係）

埋立て等が一連の事業として行われる場合は、当該事業の期間中は重複して埋立て等が行われる期間とみなしますが、埋立て等の完了（廃止、休止）後3年を超える期間をおいた同一区域内での埋立て等は当該先行埋立て等とは別の事業とみなします。

また、特定事業の休止の期間が3年を超える場合については、廃止の取り扱いとなります。

Q22：平成26年3月31日以前に特定事業の許可を受けた（申請を行った）者が、土砂等の搬出を行う場合の経過措置とは、どのようなものか

（附則関係）

土砂等の搬出による特定事業区域の構造の状況により、下記のとおり必要な申請、届出等を行ってください。

- （1）完了時の構造に変更がないもの（特定事業施行中に土砂等の搬出は行いが、土砂等を補充して完了時の構造は同一とするもの）
→特定事業に供する土砂等の量の変更として、軽微変更届（第5号様式）を提出するとともに、搬出用の帳簿（第10号様式の2）への記録、完了届出時に搬出実績量を報告すること。
- （2）一時的に完了時の堆積量を超えて土砂等の堆積を行うもの
→条例第13条第1項の規定により、最大堆積時の構造について変更許可（第4号様式）を受けるほか、上記（1）と同様に対応すること。
- （3）完了時の構造が変更となるもの（搬出による堆積量の減少）
→条例第13条第1項の規定により、完了時の構造について変更許可（第4号様式）を受けるほか、上記（1）と同様に対応すること。